

第七回 国会 通商産業委員會議 録 第八号

(二〇〇)

昭和二十五年二月十四日(火曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君
理事 小金 義昭君 理事 齋谷雄太郎君
理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君
理事 風早八十二君 理事 永井 要造君
阿佐美廣治君 岩川 與助君
門脇勝太郎君 小西 英雄君
關内 正一君 多武良哲三君
高木吉之助君 平井 義一君
福田 徳泰君 福田 一君
前田 正男君 高橋清治郎君
伊藤 憲一君 田代 文久君
出席政府委員

出席政府委員
通商産業大臣 稻垣平太郎君
通商次官 宮崎 靖君
通商産業事務官 石原 武夫君
(通商企業局長) 徳永 久次君
(資源行政官) 徳永 久次君
委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

二月九日
委員今村長太郎君及び江田斗米吉君
辭任につき、その補欠として首藤新
八君及び平井義一君が議長の指名で
委員に選任された。

二月十日
帝國石油株式会社法を廃止する法律

第一類第十一号 通商産業委員會議録第八号 昭和二十五年二月十四日

案(内閣提出第二十七号)(予)
同月十三日
地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、電気試験所熊本支所設置
に關し承認を求めるの件(内閣提
出、承認第一号)

同月九日
鉦石産電氣銅価格差補給金廃止後の
施策に關する請願(小西英雄君紹介)
(第五四八号)
中小企業等協同組合法による信用協
同組合の設立に關する請願(堀田十
一郎君紹介)(第六〇一七号)
元富山県營電氣施設復元の請願(土
倉宗明君外三名紹介)(第六〇三三号)
大湊川電氣所及び送電線復元の請願
(小金義昭君紹介)(第六〇七号)
特別鉦石復旧臨時措置法案の修正に
關する請願(關内正一君外十一名紹
介)(第六一〇号)
同月十三日

關東配電株式會社佐野變電所擴充に
關する請願(石野久男君紹介)(第六
四三三号)
日本發送電株式會社清水發電所存続
の請願(砂間一良君外一名紹介)(第
六六五号)
既設發電所設備改修の請願(風早八
十二君外一名紹介)(第六六七号)
同(川上實一君外一名紹介)(第六六
八号)
同(國田直君紹介)(第六六九号)
同(前田榮之助君紹介)(第六七〇号)
電氣資源開發促進の請願(風早八十
二君外一名紹介)(第六七一七号)

同(國田直君紹介)(第六七二七号)
東北地方の電氣事業確立に關する請
願(志田義信君紹介)(第七〇四号)
元南那珂郡電氣事業復元の請願
(瀬戸山三男君紹介)(第七二三三号)
かんがい排水用電力料金に關する請
願(庄司一郎君紹介)(第七二九号)
同(江崎眞澄君外七名紹介)(第七三
〇号)
電氣事業問題に關する請願(井之口
政雄君外一名紹介)(第七四三三号)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件
産業復興公團法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一五五号)
帝國石油株式會社法を廢止する法律
案(内閣提出第二十七号)(予)
地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、電氣試験所熊本支所設置
に關し承認を求めるの件(内閣提
出、承認第一号)

○神田委員長代理 これより通商産業
委員會を開會いたします。前會に引續
き、私が委員長職務を行います。

ただいまより、去る十日に予備審査
のために付託されました、内閣提出の
帝國石油株式會社法を廢止する法律
案、及び昨十三日に付託されました、
内閣提出の地方自治法第五十六條第
四項の規定に基き、電氣試験所熊本支
所設置に關し承認を求めるの件を一括
議題として、それら政府の説明を求
めます。稻垣國務大臣。

帝國石油株式會社法を廢止する
法律案

帝國石油株式會社法を廢止する法
律案(第七三三三号)は、廢止する。

附則
この法律は、公布の日から起算
して九十日を経過した日から施行
する。但し、帝國石油株式會社法
第二十九條の規定の廢止に係る規
定は、帝國石油株式會社の法人税
法(昭和二十二年法律第二十八号)
による各事業年度の普通所得及び
超過所得に対する法人税であつて
昭和二十五年四月一日以後に終了
する事業年度に係るものから適用
する。附則第二項から第四項までの
規定は、公布の日から施行する。

1 帝國石油株式會社が、この法律
の施行の日以前において、商法
(明治三十二年法律第四十八号)
第三百四十三條の規定による株主
總會の決議により、商法に適合し
ていない事項を同法に適合させる
ため必要な定款の変更の決議を
し、主務大臣の認可を受けたとき
は、その時以後帝國石油株式會社
法及び經濟關係則ノ整備ニ關ス
ル法律(昭和十九年法律第四号)
は、適用されないものとする。

2 前項の規定により、帝國石油株
式會社法及び經濟關係則ノ整備
ニ關スル法律が適用されなくなつ
た際現に発行されている帝國石油

債券及びその時までにした行為に
對する罰則の適用についてはなお
従前の例による。

4 帝國石油株式會社の法人税法に
よる各事業年度の普通所得及び超
過所得に対する法人税であつて昭
和二十五年三月三十一日以前に終
了する事業年度に係るものに関す
る帝國石油株式會社法第二十九條
の規定の適用については、なお従
前の例による。

5 經濟關係則ノ整備ニ關スル法
律の一部を次のように改正する。
別表乙号中第十号を次のように
改める。
十 削除
登錄税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。
第六條第一項第十一号中「帝國
石油債券」を削る。

地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、電氣試験所熊本
支所設置に關し承認を求めるの
件

地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、電氣試験所熊本支所
設置に關し承認を求めるの件
電氣計檢定業務を円滑に処理す
るため、電氣試験所熊本支所を熊
本市に設置する必要を生じたので、地
方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)第五十六條第四項の規定に
よる国会の承認を求る。

○稲垣國務大臣 ただいま議題となり
ました帝國石油株式會社法を廃止する
法律について、その提案理由を御説明
いたします。

帝國石油株式會社法は、石油資源の
開發を振興するため、政府が帝國石油
株式會社の資本金の半額に當る五千萬
円を出資し、その直接の監督と助成の
もとに、必要な事業を営ましめる目的
をもちまして、昭和十六年三月十五日
法律第七十三号で公布されました。

この特殊會社法であります。その後同
社は、情勢に應じて資本金も四億六千
万円に増加し、そこで終戦を迎えまし
たが、企業再建整備法による特別損失
が約三億圓に達しましたので、特別經
理會社の指定を受け、昭和二十四年五
月十四日に持株會社整理委員會の決定
指令に基くところの保有株式の処分及
び未利用餘金の処分案を繰りこみまし
た整理計画を提出いたしました。これ
は同年八月三十一日に無條件に許可に
なりまして、同社はそのまま存続する
こととなりました。

さて持株會社整理委員會の指令に基く
保有株式の処分につきましては、引續
き必要な手續を経てこれが実行に當つ
ておりましたが、昭和二十五年二月に
至りまして、これらにかかる措置が全
く終り、持株會社整理委員會から終結
指令の傳達を受ける段階に至りまし
た。この間におきまして、政府はさき
に財政收入の確保をはかるために、同
社に対する政府の出資義務を解除し、
政府所有の株式を処分することができ
るようになり、帝國石油株式會社法の一部
改正を行つたのでありますが、以上申
上げましたごとく過度経済力集中排除
法に基く諸般の措置が終りました。

で、帝國石油株式會社の特殊會社とし
の性格を変更いたしました。商法によ
る會社として存続させる必要がありま
すので、同社を、商法に適合していな
い事項を同法に適合させるため必要な
定款の変更の決議をすることができ
るようになり、かつ、帝國石油株式會社法
を廃止するためこの法律案を提案する
次第であります。何とぞ慎重御審議の
上、すみやかに可決されんことを希望
いたします。

次に電氣試験所熊本支所措置につい
て、國會の承認を求める件について提
案理由を御説明申し上げます。

本件は國の地方行政機關を設置する
場合として、地方自治法第五十六條
第四項の規定によりまして、國會の承
認を必要とするのであります。

電氣試験所の行方電氣計器の検定見
込箇数は昭和二十四年度百八十万箇、
二十五年度二百三十万箇、二十六年
二百四十七万箇、二十七年二百五十
五万箇と、年々増加の傾向にありまし
て、現存の設備能力では処理困難の状
態であります。ことに九州地方におい
ては、この傾向がはなはしく、要検
定箇数は二十五万七千箇と見込まれる
のであります。これは現在設置されて
いる福岡支所の処理能力を著しく越
えるものでありますので、この際熊本
市に支所を設置して、電氣計器の分布
状態より見て、その検定に不便を感じ
ている九州地方における電氣計器の
検定を、とりあえず年間六万箇の予定
で、取り扱わせようとするものであり
ます。

また当支所においては、電氣計器の
検定のみでなく、電氣計測器の試験を
合せて電氣に関する研究、調査および
技術指導をも行つて、当該地方の電氣
事業の進歩発達に寄與しようとするも
のであります。

以上の理由によりまして、熊本支所
を設置する必要があるものであります
が、なお二十五年度予算におきまして
は、その設置に必要な経費千八百五十
六万四千四百四十円を組んでおりま
す。何とぞ慎重御審議の上、御承認下
さるようお願いいたします。

○神田委員長代理 これにて同案の説
明は終りました。

○神田委員長代理 次に産業復興公団
法の一部を改正する法律案を議題とし
て、審査を進めます。

この際お諮りいたします。本案に対
する質疑は一応終了いたしましたことに相
なつておるのであります。その後政府
府より要求資料の配付がありましたの
で、この際なお若干の質疑を継続いた
したいとの通告があります。質疑を
継続するに御異議はありませんか。

○異議なしと仰る者あり

○神田委員長代理 御異議なしと認め
ます。質疑を継続いたします。風早八
十二君。

○風早委員 産業復興公団法の一部改
正は、その文面だけでは別に大した問
題もなさそうに見えるのでございま
すけれども、問題は産業復興公団の果
して参りました。またこれから果すべき
その役割にあるのであります。この点
に対して、われわれは重大な疑問を持
ておるのであります。大体いろいろ
な業務があるのであります。特にこ
の際に滞貨処理に關して、政府の根本
的な政策、方針というものを承つてお
きたい。今滞貨が大六億、七億の莫大な

額に上つておる。これは特別調達庁の
方の分を除いても、なおかつ非常に莫
大なものになつておると言われておる
のであります。この滞貨処理という
ものが、ただ順調に進んでおる、進ん
でいると言われるだけでは、われわれ
は全然納得が行かない。この滞貨処理
というものが、まず第一に滞貨の今ま
で生じたことに對して、政府の貿易政
策なり、あるいはまた政府の国内産業
政策において、明らかにこれは失敗し
ておるといふことの証左でないかと考
えておるのであります。この点では、
今日幸いに通産大臣が列席されてお
ります。また通産大臣については、い
ろいろ新聞紙上のうわさもありまし
て、もう今日限りということがあると
も限らぬのであります。そういう意味
におきまして、この際に通産大臣か
ら、ただ大臣をやめられるとか、やめ
られんとかいうだけで、問題は済むの
ではないのであります。滞貨処理政
策に對して、はつきりした方針を示し
ていただきたいと思つておるもので
あります。

○稲垣國務大臣 今風早議員からお尋
ねがありましたその中に、やめるとか
やめないとかいうことをひつかけてお
話がありました。これは私自身も一
体やめるとかやめないとかということと、
ここでお答えとの間に何ら関連はな
いことだと思つておるものであります。
問題にされることは、今日は審議會だ
と存じますので、あらかじめお断り
しておきます。

それから今のお話であります。ど
うして滞貨ができたかということであ
ります。これはいろいろ事情があ
る。一概に一本筋ではこれを私は申
すことはできないと存じます。たとえ

ば輸入滞貨につきましては、終戦後入
つて来たもの、当時の日本はどういつ
たものが必要か不必要かといった混沌
たる状態でありましたので、中にはそ
の後日本の国内情勢がかわつた、そこ
ろが来たときにはもう時間がずれてお
つた、こういうふうな品物もありま
す。それからまた品種の上において、
いろいろ予定されておつたものの違つ
たものもありましよう。あるいはまた
輸出滞貨につきましても、時期的なず
れ、あるいは当時にあつたために、戦前と
戦後との情勢が海外において違つてお
つたにもかかわらず、その点がはつき
りしなかつたために、できたものもあ
りと思つておるものであります。また向うの市
場の状況によつてたまたま話ができ合
つたものも、これが出にくくなつたと思
うようないろいろな情勢があると思
うのであります。従つて滞貨の情勢が
どうこうという問題については、これ
は一括してどうだということでは言えな
かつたと思つておるものであります。それでは
お前失敗じゃないか、こういうお話を
こへ持つて来られるのだらうと思ひ
ますので、先に持つて来られる前にお
断りしておきます。これは当時の何
代かにわたつて滞貨はできておると思
います。その何代かにわたつた人た
ちも、實際この問題についてそれでは直
接責任があるかないかという問題にな
ると、それはどうとも申せない。ある
意味においては先ほども申し上げまし
たように時間的のずれ、あるいは實際
の不可抗力の問題、その他の問題があ
ると私は思ふのであります。従つてそ
の滞貨ができた理由その他については
別は、個々の問題についてのお答えは別

として、全般的には今申し上げたこと
以上にはお答えできないと思ひます。
○風早委員 今通産大臣のお答えで
は、これはいろいろ原因があるのだ、
一概に言えないというだけのお答えで
ありませんか、われ／＼が稲垣通産大
臣に特に聞きたいという点は、稲垣通
産大臣になりましてから、特に採用さ
れておるいわゆるローガン方式なるも
のによる協定貿易の方式が、根本的な
原因ではないかということを、私は
さらにたゞしたいのであります。今ま
での責任の問題についても、やがて出
て来るであらうが、とにかく日本
に必要であるものが入つて来て、も
日本の経済再建に役に立つものに使わ
れておらない。また多くのものは日本
に必要でない、あるいは競争的な産業
をつぶす危険のある品物が、どん／＼
入つて来ておる。これによつて結局売
りさばくにも売りさばけない。であ
りますから鉄工品の滞貨のごときは、
輸出の滞貨に対して輸入の滞貨は三倍
ぐらになつてゐる。非常に多額に上
つておる。輸入の滞貨の方がたくさん
だということ、明らかにこの貿易方
式の性格を物語つておるものと思
う。そういう点についてさらに反省せ
られるところがあれば、これはただ
いたずらにその責任を他へ——一般
な諸原因といつたようなものに、転嫁
するだけのことであると考えるのであ
ります。新しく稲垣通産大臣になつ
て採用せられた貿易方式と、今度の歴
大な滞貨とは密接に關係があるとい
う点について、大臣の所見を伺いた
いと思ひます。

○稲垣通産大臣 何か私風早さんは少
しお考え違ひされているんじゃないか
と思ひます。鉄工品公団に歴大な滞貨
があるという今お言葉でしたが、特に
歴大な滞貨があるのか私に聞きたいの
ですが、先ほど私にいわゆるローガン構
想をやりましたというの、輸出は十
二月一日からであり、それから輸入は
一月一日からであります。それから一
つもふえてもなんにもしていないの
であります。その点は間違ひないよ
うにひとつはつきり申し上げておきま
す。
〔神田委員長代理退席、渡谷委員
長代理席〕
それから鉄工品公団で持つておりま
すところの滞貨は、九十一億だと私記
憶いたしますが、その中で実際に先ほ
ど申し上げました終戦直後に入つた薬
品であるとか、あるいは化学薬品であ
るとか、そういうものについて処分
のできないものが、大体十億だと私存
じております。それで滞貨の大部分と
いうもの、いわゆる輸入滞貨の食糧そ
の他のものは、これは過渡的なものは
あります。過渡的なものはあります
が、これはただちに食糧公団や、そ
れぞれの方へ行くべき性質のものであ
つて、ほんとうのいわゆる鉄工品公団
の滞貨は、今数字を調べますが、たし
か九十一億であつたと私に記憶して
おります。その中で実際に問題になる
のはそのうちの半分以下である、こ
ういふことであります。それから輸出
品の滞貨は、大政府委託のもの、百九
十八億であります。その中に対して
は、綿布その他は御承知のように国内
放出を済ませまして、ほとんど問題に
なつていません。それ以外に九十三種
目でありましたかのもはあります。
これにつきましては先般綿は大体処理

が済みまして、あと大体人絹、スフのも
のについての処理が残つておる程度で
あります。一体貿易公団の滞貨処理
と言ひますけれども、滞貨処理とい
うほどのものではない数字に、今はつづ
つて来ております。それは何もローガ
ン構想とは一つも関係はないので、ど
うも風早さんの、ローガン構想のため
にいらぬものを買い、いわゆる自由な
輸入でいらぬものが入つて来るのだと
いうお考え方が、この前にもあつたと
思ひますが、その考え方が根本的
に間違つておるのではないかと私は思
ひます。一体この前もゴムを入れる、
あるいは鉄鋼を入れる、はなはだけし
からぬというお話が予算委員会であ
りになつたと思ひますが、その
ういつた考え方には私ははなはだあ
いなるものがある。必要なもの以外
に、それ以上に輸入品が入つて来るわ
けはないので、一体おのずからこれが
必要だ、たとえば指定で鉄鋼を幾ら
の割当がある、あるいはゴムは幾らの
割当がある、これに対して需要が多い
面はむしろこれは品物を取寄せて、自
由貿易になればそれを持つていたら、
その持つていた貿易業者が損をするに
きまつてゐるから、そんなものは入れ
るわけはない。当然必要な材料しか入
つて来ないと思ひます。だから必要
なものを入れるとか、必要なものを入
れぬとかいう考え方は、管理貿易時代
にはあつたかもしれませんが、ローガ
ン構想によつては起り得ない、私は
思ひます。管理貿易時代には
政府の当事者の一つの見当が違つてお
つた、計画が違つておつたといふこと
が、そこに狂ひが生じたことはあり得
ると思ひます。それがさつき言つた終戦直

後の混乱時代には、鉄工品貿易公団に
おいて薬品であるとか、化学製品とい
うものの多少の食い違ひがあつたとい
ふことだろうと、私は思ひます。であ
ります。
○風早委員 通産大臣のお答えは、わ
れわれは非常に憤激せざるを得ないの
です。このローガン構想と關係がない
などと言われますが、名前はとにかく
として向うから入つて来る協定貿易に
よる品物は、これは日本に全然必要の
ないものは入つて来ない。必要がある
から入つて来るのだというふうなお話
であります。たとえばマジ灰のご
ときはどうです。業者が全部反対して
おるのに、多量のマジ灰が入つて来
て、結局滞貨になつておる。これは今
通産大臣が言われることを反駁して
おることを示しておる。こういつた実例
はいくらもあるものであります。今現
に滞貨になつておる。これから先一体
何箇月でもつて、これの処理がで
かというところをあなた方はお調べに
なつておると思ひます。その中に無期限に
つゞておるものも処理がでない品物が
たくさんあるはずですが、それを一体
どういふふうに説明をするか。
○稲垣通産大臣 それだから私はさつ
きから、ローガン構想になればそれが
なくなる。それ以前にはさういふこ
とがあつたといふことを申し上げてお
る。ローガン構想のとつてゐる方式の
ために云々とおつしやるから、それは
間違つておるといふことを申し上げ
た。ローガン構想の考え方は、必要な
品物でなければ、たとえば通商協定に
よつて品種の協定がしてあつても、こ
れは民間業者が輸入するのですから、
民間の需要がなければさういふものに

対して輸入手続をとるはずがない。今
マジ灰のお話がありましたけれども、こ
れはローガン構想以前の話であ
る。ローガン構想以前にはさういふこ
とがあつた……
○風早委員 以前にやないですよ。去
年の暮れですよ。
○稲垣通産大臣 政府が輸入するの
じやないのです。民間が全部輸入するの
です。民間が全部反対しておつたら輸
入するはずはない。この点はひとつは
つきりしておいていただきたいと思
ひます。
○風早委員 いろいろなお説もあるよ
うであります。とにかく政府が今や
つておる協定貿易というものは、これ
は民間で必要なものだから入れると
言ひますが、その民間といふのがいつ
も問題なのです。ゴムの場合も同様で
す。一部の大きなゴム会社は別です。
しかしながら、現に神戸あたりの中小
のゴム会社が、ばた／＼倒れておるの
は何で倒れておるか。やはりこれは、
この前の予算委員会でも質問したの
であります。結局ゴムの性質による
わけでありまして、向うからほんとう
に業者の必要ないものが入つて来る
うのなら問題は無いのですが、必要
でないものが入つて来るから滞貨にな
る。業者といつても業者は明らかに一
部特定の業者と、多数の中小業者とに
わかれておるのであります。利害関
係がまたわかれておる。私が今マジ
灰についても反対だといふのは、やは
りこういう多数の業者でありまして、
この根本的な点をただ業者一般です
りかえることはできないのです。いつ
もわれ／＼は多数の業者の利害關係の
立場に立つておる。一部の大きな資本

家だけが、自分が欲しいと言えに入つて来るような仕組みでは、滞貨ができてきまつておる。また中小の業者をつぶすにきまつておる。その点を私は指摘しておるのです。従つて今言われろーガン構想に關係がないというよりなことは、全然當らない答弁であると思ふのであります。

さらに、この貿易にあたりまして、ドル建ての取引があるのであります。これは一応為替管理委員会が扱つておるといふのでありますけれども、やはり通産大臣としては、これを絶えず把握しておられるはずだと思ふのです。

このドル建ての取引の問題は、やはり脱税その他にも非常に関係があるので、この点についてもこの際通産大臣に向つておきたいと思ふます。

○稲垣國務大臣 今風早さんのおつしやつたことで、私の言つたことがますます確められたことを非常に満足に思ひます。まず第一にマジメの問題ですが、これは時間をあなたがお間違へになつておると思ふのです。輸入は一月一日からであります。これから自由業者の意思で入つて来ますから、そういうことは起き得ません。それから、ゴムの業者にも中小いろいろな企業があるのだから、お前の言つて入つて来ないとおつしやいますが、従来ならそういうことがあり得た。しかしローガン構想では、中小の業者でもそれ／＼の貿易業者に頼んで輸入するのであります。そうしたならば当然自分の好きな品種を輸入するので、ローガン構想になつて初めて自分の好きな品種が入つて来て、自分の好きなように輸入ができるのであります。この点

は、あなた自身の言つておることをあなた自身でお壊しになつておると思ひます。ゴムが余計入つて来て、今度は自由になつて統制のわくがはずされる、技術その他が優秀でなく、俗に言う三日タイヤとか、あるいは三日長ぐつのようなものしかつくつていなくなつた人たちが、統制のために食つて行けた、あるいは裏でやみができたが、それができなくなるからいけないというのでは、国民大衆のために不都合千万だと私は思ふのであります。この点ははつきりしていただきたいと思ひます。

第二に、ドル建について云々というお話がありましたが、これでいろいろ／＼何が行われるというお話は一向わかりません。

○風早委員 ローガン構想になつたら中小企業業者はみずから希望できると言われるが、実際はどうです。中小企業業者に対する貿易がはたしてできておるか。そういうふうに入れたらよいじやないかと云つても、そんなことは始まりません。滞貨金融にしても同様であります。結局滞貨金融は、見返り資金の運賃を助けるというだけの話でありまして、中小企業業者自身に何らの恩恵を與えておらない。貿易金融に至つては、例の外国貿易管理法によりまして、結局金融の道がつかない。中小企業業者にはまったく高ねの花である。そういうふうな実情を全然おおい隠して、大臣は勝手にローガン構想ならばうまく行くと云つておられるが、現にうまく行つておられないではないか。現に一つた点を完全にありませんか。そういう点を完全におおい隠す強弁にすぎないと思ふ。この貿易問題

については、近江の豪商も、輸出滞貨のうち大体一億ドルというものは、これは中共と貿易をやれば、はける見通しがあると言つておられます。現在のうちに滞貨のダンピングをやつて、民間業者にかへつて圧迫を加えるといつたような姿で行われるのではなくして、これが正当な値段で出て行くというよりな見通しもあると言つておられます。この中共貿易について、大臣の見通しは一体どうであるか。今までの通りにただ放任しておかれるつもりであるか、この点も伺つておきたい。

○滋谷委員 代理 ちよつと委員長から御注意申し上げます。議題外にわたらないように願ひます。

○風早委員 滞貨処理に関する政府の政策、方針を今聞いておるのであります。滞貨をどうしたらよいのか。ダンピングをやれば済むと言つておられるが、たゞとて繊維製品一反一内でもかまわなからこれを卸せと言われても、それでもまだ残つておる。繊維の場合にはまさか實際一円で拂ひ下げることはないのであります。しかしどんな値段をつけてもやはりだめなんです。だから通産省の一部の人たちは、もうこの際どうしようといはけない、またたはかせるために費用のかかるような滞貨は、水の中に捨ててしまおう、捨ててしまつた方がましだといつたような意見を出している人さへある。それくらいでありまして、永久にはく見通しがなと言われている物もある。でありますから、この際われ／＼は広く貿易の前途を見なければならぬ。今露商の連中がこうやつて一億ドルはけるというやうなことを言つておるのであ

りますが、一体中共との貿易の前途に對して、どういふ確信を持つておられるか、この点を伺ひたい。

○稲垣國務大臣 この中共貿易の問題については、本会議でも御質問があり、予算委員会でも御質問があり、実は私同じことを何度もお答えすることになつておるが、せつ／＼の御質問であるからお答えいたします。これはたゞ／＼申し上げましたように、對中国貿易といふことは、戦前においても非常に重要な部分を占めておつたのであるし、今日でもこれがおそらく今後貿易を進める上においては、対象として十分われ／＼が関心を持たなければならぬことであるといふこと、これは皆さんだれも意見の相違はないと私は思ふのであります。また實際問題におきまして、今日において、いわゆる政治的な問題は別として、いわゆる経済的にはとにかく／＼な形において貿易が行われております。順次ふえて参つております。ことにエスクリュー、バーター方式による方法によつて、たとへば一月一日から二十日までの間に、すでに七十万ドルも取引ができておる。このように毎月ふえて行つておる。これはエスクリュー方式によつて、たとへば向うの開平炭をこつちに入れて、あるいは大豆を入れる、落花生を入れる、日本側から機械の部分品を入れるあるいは繊維品を入れる。こういうことで實際に取引が行われておる。今後とも機会があるごと

に、また向うから引合ひがあるごと

に、この方面の取引については促進して行きたいと思つておるのであります。私はおそろしく今後この方面の貿易は、増加の道をたどつて行くものと考

えております。

○風早委員 この政府の貿易の政策方針が、ただ今まで通りマンネリでやられるといふことである限りは、これは結局足をさらわれてしまふと思ふ。現にタイ米なんか、政府は今三角貿易だか四角貿易だか、とにかく非常にめんど／＼な手続でもつて貿易をやるうとしておるのであります。そういうことがなぜ失敗するか、なぜこう滞貨をますます／＼膨大にさすかといふと、結局できない所をやつておる。東南アジアといふやうな所をやつておる。もつと中共に對して貿易を促進する必要があることは、政府も腹の中では十分にこれを認めておると思ふ。タイ米なんか今、日本にはたいへん高い値段で入つて来るわけですが、これをソ連は一月三十日に無制限に買ひつけるといふことを聲明しておる。どんな買ひつけて、結局また中国にそのタイ米が流れておる。こういうことになつて来ておる。そういう点を考えてみましても、やはり／＼／＼しておると、今のやうな貿易のやり方では、日本はますます／＼行き詰つてしまふ。産業方面にしてもまた實際軍事基地からしましても、ある特定の國の日本に對する／＼な戦略的な都合があつて、その下働き、下請をするやうな形で貿易というものが役割を持ち、品物もまた選択せられておるといふやうな実情になつて来ます。これはもうますます行き詰まる一方であるといふことを考えますので、われ／＼は政府の今答弁されたやうな貿易方針に對しては、絶対に反對せざるを得ないのであります。ゴムにしましても、蘭印からのゴムの買付をどん／＼とソビエトが

始めておるといふに、貿易の面でも東南アジアまでも、すつかりソビエトに引つ掻きまわされておるような現状です。そういう点を考えてみれば、われ／＼の目をもう少し広く中共やソ連に向けて、これらと融和できるような貿易態勢に、根本的に切りかえて行かなければならぬところまで来ておると思います。政府は相かわらずこれをやろうとしておらない。そういう点で現在の吉田内閣、稲垣貿易政策は、もう自滅の一途を辿つておるとしか考えられない。これ以上貿易政策について幾ら聞いても同じようなことを答えられるだけありますから、私はこれで質問を打ち切らうと思います。

○稲垣國務大臣 今のやり方をやつておると、自滅一途だというお言葉がありました。日本が占領下に置かれておるといふ條件以外には、貿易の面は経済的な見地からやつて行かなければならぬことは、私ははつきり申し上げておる。従つて私は広い範囲において貿易のできる国とはできるだけこの国とでも、やるべきだということをやつておる。それだからソ連に対しても二百何十萬ドル貸方になつておる、ソ連に対してもぜひ向うから物をもらいたい、この間東ドイツからポタッシュを持つて来たらどうかという話のお話がありました。とても値段が高くて問題になりませんでした。それから三十萬トンの撫順炭の問題が起つております。これも値段が高いので交渉中であり。占領下に置かれておるといふ條件を受けておることだけは、いたし方がないのであります。その面だけの制約を除けまして、貿易は政治的に考えるべきでなくて、経済的に究

展すべきものは伸ばしております。

○風早委員 占領下に置かれておる條件以外には、経済的な立場からやつておると言われますが、その経済的な立場でやつておられるにかかわらず、非常な経済的な不利益を招いておるといふのは、どういふわけであるか、これは結局政府が完全にその無能力を現わしているのか、あるいはまたこの占領下というところが、特別にわが国の経済に対して非常な不利益を與えておるか、どつちかではないかと思ふ。またどこでも貿易をやりたいと言われませんが、しかし事実やられておらない。非常にへんばな貿易をやつておられる。不利益な貿易をやつておられる。この点についてもやりたいということとは、主観的な考えであつて、ちつともそれが実行に移されておらないというところは、やはり政府の完全な政策の失敗、無能力を現わしているのしか考えられない。

○議會委員長代理 これにて通告のありました質疑は終りました。本案の質疑はこれにて終了いたしました。なお本案の討論採決は、次会に行うことといたします。

次会は明十五日午後一時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

昭和二十五年三月二日印刷

昭和二十五年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片